

ボランティア情報掲載に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する「ボランティア通信ふるぺら」及び「ボランティア情報メール配信サービス」へのボランティア情報（以下「情報」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 情報の掲載ができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ボランティアニーズを有する個人、施設及び団体
- (2) 公益を目的とした非営利活動を行う個人及び団体
- (3) その他本会会長が認める者

(掲載基準)

第3条 掲載できる情報は、所沢市内又は近隣におけるボランティア募集又はボランティア等に係るイベント告知とする。ただし、本会は、その情報が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載しないものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動が主たる目的と認められるとき。
- (2) 営利又は商業宣伝を目的とすると認められるとき。
- (3) 大きな危険又は責任を伴うと認められるとき。
- (4) 公序良俗に反するもの及びその他社会的な非難を受ける恐れがあると認められるとき。
- (5) 虚偽の内容と認められるとき。
- (6) その他掲載が不相当と認められるとき。

(申請手続等)

第4条 情報の掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、ボランティア情報掲載申請書（別記様式）に必要事項を記入し、窓口持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により本会会長に提出するものとする。

2 「ボランティア通信ふるぺら」に掲載を希望する場合は、希望する発行日（偶数月20日発行）の30日前までに前項の申請書を提出するものとする。

3 「ボランティア情報メール配信サービス」での配信を希望する場合は、配信希望の1週間前までに第1項の申請書を提出するものとする。

(可否決定)

第5条 前条の規定による申請があったときは、速やかに掲載の可否を決定し、情報の掲載又は配信をもって申請者への可否の通知に代えるものとする。

(掲載期間・配信回数)

第6条 「ボランティア通信ふるぺら」の掲載期間は、原則として3号連続までとする。

2 「ボランティア情報メール配信サービス」の配信は、原則として申請書1枚につき1回とする。

(情報の編集等)

第7条 情報は、原則として申請書に記載のとおり掲載又は配信するものとする。
ただし、本会は、表現、字数等について申請者と協議のうえ、編集することができる。

2 掲載及び配信希望が多い場合は、受付順、内容などを考慮のうえ、本会が優先順位を決定し、掲載又は配信できるものとする。

(申請者の責務)

第8条 申請者は、申請の内容及び掲載された内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 申請者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 申請者は、情報の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年1月15日より施行する。

2 「ボランティア通信ふるぺら」への情報掲載に関する取扱い要綱は、廃止する。